

「第二次大分県歯科口腔保健計画」について

1 計画の趣旨等

- (1) **基本理念**: 県民自らが日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、生涯にわたり必要な歯科口腔保健サービスなどを円滑に受けられる環境を整備する。
- (2) **策定根拠**: ①歯科口腔保健の推進に関する法律13条第1項 ②大分県歯と口腔の健康づくり推進条例第10条
- (3) **位置づけ**: 大分県長期総合計画を上位計画とし、大分県健康増進計画や大分県医療計画等との整合性を図る
- (4) **計画期間**: 令和6年度～令和17年度(12年間) ※中間評価 令和12年度



2 計画改定のポイント

- (1) **妊産婦期**における歯科保健指導の充実
- (2) **若い世代**からの定期的な歯科健診受診、口腔清掃等によるう蝕・歯周病の予防
- (3) **ライフコースアプローチ**を踏まえた歯科口腔保健対策の推進
- (4) **大分県口腔保健支援センターを核とした**歯科口腔保健対策の推進

※ライフコースアプローチ: 現在の健康状態が次世代の健康に影響を及ぼす可能性を踏まえたアプローチ
(例) 定期的な歯科健診とより適切なセルフケアの実施、フッ化物応用の実施

3 計画の全体像



4 各分野の推進方針

(1) ライフステージ別の歯科口腔保健対策

- ① 妊産婦期
- 妊産婦に対する歯科保健指導の充実
 - すべての妊産婦が歯科健診を受けられる体制の整備
- ② 乳幼児期
- 口呼吸等の習癖による口腔機能の発達不全が、歯並びやかみ合わせに及ぼす影響についての普及啓発
 - フッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の推進
- ③ 学齢期
- フッ化物応用等による効果的な学校歯科保健対策の推進
 - 発達段階に応じた歯の保健学習の推進
- ④ 成人期・高齢期
- 定期的な歯科健診や歯科口腔保健指導、歯石除去を受けること等の普及と充実
 - オーラルフレイルの予防の推進

(2) 特に配慮が必要な人に対する歯科口腔保健対策

- ① 要介護者
- 口腔清掃等による誤嚥性肺炎の予防に関する知識の普及
 - 要介護者に対応できるかかりつけ歯科医の育成
- ② 障がい者(児)
- 障がい者(児)に対応できるかかりつけ歯科医の育成
 - 高次歯科医療機関の維持・確保

(3) 歯科口腔保健対策の推進体制

- 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成
- 医科歯科連携の推進